



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

*56 和歌山県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 (医務課)

○ 告示

736 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)

737 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の変更 (")

738 " (")

739 障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の変更 (")

740 救急病院の認定 (医務課)

741 " (")

742 大規模小売店舗立地法による御坊市から聴取した意見の概要 (商工振興課)

743 大規模小売店舗立地法による串本町から聴取した意見の概要 (")

744 大規模小売店舗の変更の届出 (")

745 " (")

746 有田川土地改良区の役員の就任 (農業農村整備課)

747 保安林の指定 (森林整備課)

748 昭和48年和歌山県告示第148号(加入区の設定)の一部改正 (水産振興課)

749 昭和49年和歌山県告示第855号(漁業災害補償法による区域等の指定)の一部改正 (")

750 昭和50年和歌山県告示第81号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分)の一部改正 (")

751 昭和50年和歌山県告示第574号(漁業災害補償法による区域等の設定)の一部改正 (")

752 昭和51年和歌山県告示第723号(漁業災害補償法による区域等の設定等)の一部改正 (")

753 昭和51年和歌山県告示第808号(漁業災害補償法による区域等の設定)の一部改正 (")

754 昭和54年和歌山県告示第626号(漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定)の一部改正 (")

755 昭和56年和歌山県告示第168号(漁獲共済加入区の指定)の一部改正 (")

756 昭和57年和歌山県告示第1099号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定)の一部改正 (")

757 昭和58年和歌山県告示第612号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定)の一部改正 (")

758 昭和58年和歌山県告示第701号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定)の一部改正 (")

759 昭和58年和歌山県告示第720号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定)の一部改正 (")

760 昭和61年和歌山県告示第70号(漁業災害補償法の規定による区域等の指定)の一部改正 (")

761 昭和63年和歌山県告示第704号(漁業災害補償法第108条第1項の規定による区域及び区分)の一部改正 (")

762 遊漁規則の変更 (資源管理課)

763 和歌山県議会だより新聞折込業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (県議会事務局)

○ 人事委員会告示

*5 平成11年和歌山県人事委員会告示第5号(労働基準監督機関の職権行使区分)の一部改正

○ 公告

職業訓練指導員試験の実施 (労働政策課)

都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)

開発行為の工事の完了 (")

和歌山県総務事務集中化総務事務業務委託プロポーザル実施に係る事前説明会の実施 (総務事務集中課)

入札公告 (県議会事務局)

○ 正誤

平成20年3月28日付け和歌山県報号外(7)和歌山県訓令第11号中

平成20年4月15日付け和歌山県報第1951号目次中

平成20年5月13日付け和歌山県報第1959号目次中

規 則

和歌山県規則第56号

和歌山県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年5月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県看護職員修学資金貸与条例施行規則(昭和38年

和歌山県規則第77号)の一部を次のように改正する。

第4条の2の表を次のように改める。

修学資金の種類	修学資金の名称	養成施設設置主体	貸与月額
第1種資金	保健師修学資金	独立行政法人国立病院機構	30,000円
		民間	30,000円
	助産師修学資金	独立行政法人国立病院機構	30,000円
		民間	30,000円
	看護師修学資金	独立行政法人国立病院機構	30,000円
		民間	30,000円
准看護師修学資金	独立行政法人国立病院機構	20,000円	
	民間	20,000円	
第2種資金	保健師修学資金	地方独立行政法人	15,000円
		地方公共団体	15,000円
	看護師修学資金	地方独立行政法人	15,000円
		民間	15,000円
第3種資金	助産師修学資金	地方公共団体	30,000円
	看護師修学資金	地方公共団体	30,000円

第8条の2第4号中「60%」を「60パーセント」に改め、同条第9号中「第7条第22項」を「第8条第25項」に改め、同条第10号中「第7条第8項」を「第8条第4項」に改める。

第14条を次のように改める。

(学業成績表等の提出)

第14条 修学資金の貸与を受けている者は、毎年5月10日までに修学資金貸与申請書に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 学業成績表
- (2) 健康診断書

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条の2の規定は、平成20年4月1日から適用する。

2 改正後の和歌山県看護職員修学資金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸与の決定を受けた者から適用し、同日前に貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。

告 示

和歌山県告示第736号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成20年5月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定年月日
城南薬局	和歌山市小松原通1丁目3番地	小谷史子	平成20.5.1
城南薬局東長町店	和歌山市東長町6丁目20番地 セイワビル1F-A号室	前田博之	平成20.5.1

和歌山県告示第737号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）において、同法第64条の規定により次のとおり変更の

届出があったので、同法第69条第2号の規定に基づき公示する。

平成20年5月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
ティ・エム薬局	日高郡日高川町土生160-4の内	医療機関名称	有限会社ティ・エム薬局	ティ・エム薬局	平成20.1.4

和歌山県告示第738号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第64条の規定に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の変更について、次のとおり届出があったので、同法第69条第2号の

規定に基づき次のとおり公示する。

平成20年5月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
ティ・エム薬局	日高郡日高川町土生160-4の内	薬局名	有限会社ティ・エム薬局	ティ・エム薬局	平成20.1.4

和歌山県告示第739号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の指定相談支援事業者の変更について、次のとおり届出が

あったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成20年5月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3032000014	御坊・日高地域障害者生活支援センターあおぞら	事業所の所在地	和歌山県御坊市湯川町財部726-9	和歌山県御坊市藪350番地	平成20.4.1

和歌山県告示第740号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成20年5月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 名称 和歌山県立医科大学附属病院
- 所在地 和歌山市紀三井寺811番地1
- 有効期限 平成23年5月8日

同法第8条第3項の規定により公告する。

平成20年5月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
オークワロマンシティ御坊店
和歌山県御坊市湯川町財部181
- 意見の概要
特になし
- 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
御坊市産業経済部商工振興課(和歌山県御坊市藪350番地)
和歌山県日高振興局産業振興部産業総務課(和歌山県御坊市湯川町財部651)
- 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成20年5月23日～平成20年6月23日
時間帯 午前9時30分～午後5時

和歌山県告示第741号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成20年5月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 名称 社会保険紀南病院
- 所在地 田辺市新庄町46番地の70
- 有効期限 平成23年4月30日

和歌山県告示第742号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により御坊市から聴取した意見の概要について、

和歌山県告示第743号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により串本町から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成20年5月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）エバグリーン串本店
和歌山県東牟婁郡串本町串本字小森生1758番地 ほか
- 意見の概要
意見なし
- 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
串本町商工農林課（和歌山県東牟婁郡串本町串本1800番地）
和歌山県東牟婁振興局産業振興部産業総務課（和歌山県新宮市緑ヶ丘二丁目4-8）
- 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成20年5月23日～平成20年6月23日
時間帯 午前9時30分～午後5時

和歌山県告示第744号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成20年5月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
イズミヤスーパーセンター紀伊川辺店
和歌山市川辺220番
- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イズミヤ株式会社 代表取締役 林紀男
大阪市西成区花園南一丁目4番4号
- 変更する事項
（1）大規模小売店舗の名称及び所在地
（変更前）

名 称	（仮称）スーパーセンターイズミヤ川辺稲井店
-----	-----------------------

所在地	和歌山市川辺字稲井43番1ほか
-----	-----------------

（変更後）

名 称	イズミヤスーパーセンター紀伊川辺店
所在地	和歌山市川辺220番

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）

小売業を行う者		住 所
氏名（名称）	代表者 （法人の場合）	
イズミヤ株式会社	代表取締役 林紀男	大阪市西成区花園南一丁目4番4号
未定	-	-

（変更後）

小売業を行う者		住 所
氏名（名称）	代表者 （法人の場合）	
イズミヤ株式会社	代表取締役 林紀男	大阪市西成区花園南一丁目4番4号
株式会社ユニクロ	代表取締役 柳井正	山口県山口市佐山717-1
株式会社三日月百子	代表取締役 物河昭	大阪市中央区西心斎橋二丁目2-3
株式会社三城	代表取締役 多根裕詞	東京都中央区銀座二丁目7-17 ティファニー銀座ビル8F

- 変更の年月日
平成20年4月23日
- 変更する理由
開店に伴い、店舗名称、所在地及び小売業者名が正式に決定したため
- 届出年月日
平成20年4月17日
- 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課（和歌山市七番丁23番地）
- 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成20年5月23日～平成20年9月24日
時間帯 午前9時30分～午後5時

和歌山県告示第745号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により

公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、
「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2) 連絡先の電話番号(3) 大規模小売店舗の名称(4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成20年5月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグモリヤマ新宮緑ヶ丘店
和歌山県新宮市緑ヶ丘一丁目6464-1 他4筆
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社パーティハウス 代表取締役社長 大桑俊男
和歌山市中島185番地の3
- 3 変更する事項
(1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) パーティハウス新宮店
(変更後) ドラッグモリヤマ新宮緑ヶ丘店
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者	住 所
株式会社パーティハウス	代表取締役社長 大桑俊男	和歌山県和歌山市中島185番地の3

(変更後)

氏名又は名称	代表者	住 所
株式会社森山薬局	代表取締役社長 檜垣正二	三重県松阪市久保町1456-4

- 4 変更の年月日
平成20年5月28日
- 5 変更する理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の退店及び入店のため
- 6 届出年月日
平成20年4月17日
- 7 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
新宮市まちづくり政策部商工観光課（和歌山県新宮市春日1-1）

和歌山県東牟婁振興局産業振興部産業総務課（和歌山県新宮市緑ヶ丘二丁目4-8）

- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成20年5月23日～平成20年9月24日
時間帯 午前9時30分～午後5時

和歌山県告示第746号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、有田川土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成20年5月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

就任した役員

職名	氏 名	住 所
理事	坂井道生	有田郡有田川町大字土生291番地2

和歌山県告示第747号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年5月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 日高郡みなべ町清川字中用川1780の18・1781の1・字内野1791（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第748号

昭和48年和歌山県告示第148号（加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成20年5月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

第1項第2号の表中「須江漁業協同組合の地区」を「和歌山東漁業協同組合の地区のうち東牟婁郡串本町須江」に改める。

和歌山県告示第749号

昭和49年和歌山県告示第855号(漁業災害補償法による区域等の指定)の一部を次のように改正する。

平成20年5月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第1号に掲げる漁業あわびをとる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第1号に掲げる漁業あわびをとる漁業

加入区の名 称	水 域	区 域
あわび比井崎	和共第19号及び和共第20号漁業権の漁場の区域	比井崎漁業協同組合の地区
あわび三尾	和共第21号漁業権の漁場の区域	三尾漁業協同組合の地区
あわび下田原	和共第52号漁業権の漁場の区域	和歌山東漁業協同組合の地区のうち東牟婁郡串本町田原
あわび浦神	和共第42号漁業権の漁場の区域	和歌山東漁業協同組合の地区のうち東牟婁郡那智勝浦町浦神
あわび周参見	和共第36号漁業権の漁場の区域	和歌山南漁業協同組合の地区のうち西牟婁郡すさみ町周参見
あわび見老津	和共第36号漁業権の漁場の区域	和歌山南漁業協同組合の地区のうち西牟婁郡すさみ町見老津
あわび江住	和共第36号漁業権の漁場の区域	和歌山南漁業協同組合の地区のうち西牟婁郡すさみ町江住
あわび里野	和共第36号漁業権の漁場の区域	和歌山南漁業協同組合の地区のうち西牟婁郡すさみ町里野
あわび上野	和共第37号漁業権の漁場の区域	和歌山東漁業協同組合の地区のうち東牟婁郡串本町潮岬
あわび出雲	和共第37号漁業権の漁場の区域	和歌山東漁業協同組合の地区のうち東牟婁郡串本町出雲
あわび田並	和共第37号漁業権の漁場の区域	和歌山東漁業協同組合の地区のうち東牟婁郡串本町田並

和歌山県告示第750号

昭和50年和歌山県告示第81号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分)の一部を次のように改正する。

平成20年5月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第1号に掲げる漁業てんぐさをとる漁業の表中「樫野加入区」を「天草樫野」に、「第一種共同漁業権第38号の漁場の区域」を「和共第38号漁業権の漁場の区域」に、「樫野漁業協同組合の区域」を「和歌山

東漁業協同組合の地区のうち東牟婁郡串本町樫野」に改める。

和歌山県告示第751号

昭和50年和歌山県告示第574号(漁業災害補償法による区域等の設定)の一部を次のように改正する。

平成20年5月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区の名 称	区 域	区 分
浦神刺網	和歌山東漁業協同組合の地区のうち東牟婁郡那智勝浦町浦神	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う刺網漁業を主とする漁業
浦神一本釣	和歌山東漁業協同組合の地区のうち東牟婁郡那智勝浦町浦神	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業
浦神棒受網	和歌山東漁業協同組合の地区のうち東牟婁郡那智勝浦町浦神	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う棒受網漁業を主とする漁業

和歌山県告示第752号

昭和51年和歌山県告示第723号(漁業災害補償法による区域等の設定等)の一部を次のように改正する。

平成20年5月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表中「下田原漁業協同組合、太地町漁業協同組合及び宇久井漁業協同組合の地区」を「和歌山東漁業協同組合の地区のうち東牟婁郡串本町田原、太地町漁業協同組合及び宇久井漁業協同組合の地区」に改める。

和歌山県告示第753号

昭和51年和歌山県告示第808号(漁業災害補償法による区域等の設定)の一部を次のように改正する。

平成20年5月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第1号に掲げる漁業あわびをとる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第1号に掲げる漁業

あわびをとる漁業

加入区の名 称	水 域	区 域
あわび樫野	和共第38号漁業権の漁場の区域	和歌山東漁業協同組合の地区のうち東牟婁郡串本町樫野

和歌山県告示第754号

昭和54年和歌山県告示第626号（漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定）の一部を次のように改正する。

平成20年5月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区の名 称	区 域	区 分
須江棒受網	和歌山東漁業協同組合の地区のうち東牟婁郡串本町須江	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う棒受網漁業を主とする漁業

和歌山県告示第755号

昭和56年和歌山県告示第168号（漁獲共済加入区の指定）の一部を次のように改正する。

平成20年5月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第3号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区の名 称	区 域	区 分
南紀第1	和歌山東漁業協同組合の地区のうち東牟婁郡串本町大島、須江及び樫野	小型定置漁業

和歌山県告示第756号

昭和57年和歌山県告示第1099号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定）の一部を次のように改正する。

平成20年5月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第3号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区の名 称	区 域	区 分
南紀第4	和歌山東漁業協同組合の地区のうち東牟婁郡串本町樫野	ぶり定置及びその他大型定置漁業

和歌山県告示第757号

昭和58年和歌山県告示第612号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定）の一部を次のように改正する。

平成20年5月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区の名 称	区 域	区 分
串本棒受網	和歌山東漁業協同組合の地区のうち東牟婁郡串本町串本	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う棒受網漁業を主とする漁業
串本曳縄	和歌山東漁業協同組合の地区のうち東牟婁郡串本町串本	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う曳縄漁業を主とする漁業
串本一本釣	和歌山東漁業協同組合の地区のうち東牟婁郡串本町串本	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業
串本刺網	和歌山東漁業協同組合の地区のうち東牟婁郡串本町串本	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う刺網漁業を主とする漁業
橋杭棒受網	和歌山東漁業協同組合の地区のうち東牟婁郡串本町鬮野川	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う棒受網漁業を主とする漁業
橋杭一本釣	和歌山東漁業協同組合の地区のうち東牟婁郡串本町鬮野川	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業
橋杭曳縄	和歌山東漁業協同組合の地区のうち東牟婁郡串本町鬮野川	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う曳縄漁業を主とする漁業
出雲棒受網	和歌山東漁業協同組合の地区のうち東牟婁郡串本町出雲	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う棒受網漁業を主とする漁業
出雲一本釣	和歌山東漁業協同組合の地区のうち東牟婁郡串本町出雲	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業
出雲曳縄	和歌山東漁業協同組合の地区のうち東牟婁郡串本町出雲	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う曳縄漁業を主とする漁業
田並棒受網	和歌山東漁業協同組合の地区のうち東牟婁郡串本町田並	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う棒受網漁業を主とする漁業
田並曳縄	和歌山東漁業協同組合の地区のうち東牟婁郡串本町田並	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う曳縄漁業を主とする漁業
和深曳縄	和歌山東漁業協同組合の地区のうち東牟婁郡串本町和深	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う曳縄漁業を主とする漁業
和深一本釣	和歌山東漁業協同組合の地区のうち東牟婁郡串本町和深	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業
上野一本釣	和歌山東漁業協同組合の地区のうち東牟婁郡串本町潮岬	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業

和歌山県告示第758号

昭和58年和歌山県告示第701号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定）の一部を次のように改正する。

平成20年5月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第3号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区の名 称	区 域	区 分
串本小型定置	和歌山東漁業協同組合の地区のうち東牟婁郡串本町和深、田並、有田、潮岬、出雲、鬮野川及び串本	小型定置漁業

和歌山県告示第759号

昭和58年和歌山県告示第720号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定）の一部を次のように改正する。

平成20年5月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区の名 称	区 域	区 分
有田一本釣	和歌山東漁業協同組合の地区のうち東牟婁郡串本町有田	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業

和歌山県告示第760号

昭和61年和歌山県告示第70号（漁業災害補償法の規定による区域等の指定）の一部を次のように改正する。

平成20年5月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区の名 称	区 域	区 分
須江曳縄	和歌山東漁業協同組合の地区のうち東牟婁郡串本町須江	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う曳縄漁業を主とする漁業

和歌山県告示第761号

昭和63年和歌山県告示第704号（漁業災害補償法第108条第1項の規定による区域及び区分）の一部を次のように改正する。

平成20年5月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のよ

うに改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区の名 称	区 域	区 分
下田原刺網	和歌山東漁業協同組合の地区のうち東牟婁郡串本町田原	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う刺網漁業を主とする漁業

和歌山県告示第762号

紀ノ川漁業協同組合及び南部川漁業協同組合の第5種共同漁業権に係る遊漁規則の変更については、平成20年5月13日付けで漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第5項の規定により、次のとおり認可した。

平成20年5月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 紀ノ川漁業協同組合

(1) 漁業権番号

和内共第2号

(2) 漁業権者の名称及び住所

紀ノ川漁業協同組合

紀の川市桃山町市場547番地4

(3) 変更の内容

紀ノ川漁業協同組合和内共第2号第5種共同漁業権遊漁規則の一部変更

第5条第2項の表のア欄中「橋本市隅田町下兵庫、白猪谷川合流点に設置した標識から、上流1000mに設置した標識までの区域」を削る。

(4) 施行の日

平成20年5月13日

2 南部川漁業協同組合

(1) 漁業権番号

和内共第17号

(2) 漁業権者の名称及び住所

南部川漁業協同組合

日高郡みなべ町谷口308番地の1

(3) 変更の内容

南部川漁業協同組合和内共第17号第5種共同漁業権遊漁規則の一部変更

第7条第2項を次のように改める。

2 遊漁料の納付は、組合事務所及び組合の指定する取扱所においてしなければならない。ただし、竿釣、たも網、さし網、投網、まき網、手づかみ、かに籠による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

第7条第3項を削る。

(4) 施行の日

平成20年5月13日

和歌山県告示第763号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、和歌山県議会だより新聞折込業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成20年5月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務年度

平成20年度

(2) 業務の名称

和歌山県議会だより新聞折込業務

(3) 契約期間

契約締結日から平成21年3月31日まで

(4) 業務内容

仕様書による。

2 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、平成20年5月23日現在において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 国税、県税及び市町村税を滞納していないものであること。

(5) 和歌山県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。

(6) 和歌山県全域の世帯及び事業所に宅配されている全国紙(一部地方紙を含む。)に短期間で印刷物を折り込む能力及びネットワークを有していること。

3 資格審査申請書類及びその配付方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 登記事項証明書(法人に限る。)

エ 印鑑証明書

オ 財務諸表(法人にあっては、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては、青色申告書又は白色申告書の写し)

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目

(ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税(県市町村民税)

ク 誓約書

ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(2) (1)のア、イ及びカに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書とともに、平成20年5月23日(金)から平成20年5月30日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所で配付を行う。

(3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成20年6月5日(木)までの間に和歌山県議会事務局総務課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県議会大会議室(県庁北別館2階)

(2) 日時

平成20年5月30日(金)午前10時から

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成20年5月23日(金)から平成20年6月6日(金)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6で掲げる場所で受け付ける。

6 資格審査申請書類の配付の場所

和歌山県議会事務局総務課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3560

(ファクシミリ番号 073-441-3559)

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年6月13日(金)までに通知する。

8 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、本県に対しその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成20年6月18日(水)までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成20年6月25日(水)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5)(2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第5号

平成11年和歌山県人事委員会告示第5号(労働基準監督機関の職権行使区分)の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から適用する。

平成20年5月23日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

第1項第1号の表文書館の項を削り、同表消防学校の項の次に次のように加える。

文書館	12
-----	----

第1項第1号の表工業技術センターの項を削り、同表産業技術専門学院の項の次に次のように加える。

工業技術センター	12
----------	----

第1項第1号の表教育センター学びの丘の項を削り、同表自然博物館の項の次に次のように加える。

教育センター学びの丘	12
------------	----

第1項第1号の表養護学校(寄宿舎を除く。)の項中「養護学校」を「支援学校」に改め、同項第2号の表和歌山下津港湾事務所の項を削り、同表南紀白浜空港管理事務所の項の次に次のように加える。

和歌山下津港湾事務所	
------------	--

第2項の表保健所の項及びこころの医療センターの項を削り、同表精神保健福祉センターの項の次に次のように加える。

保健所	13
こころの医療センター	13

※1受験資格及び免除の範囲(一部)

受 験 資 格 (主なもの)		実務経験 年 数	実 技	免 除 の 範 囲		
				学 科		指 導 方 法
				関 連 学 科	系基礎	
学 校 教 育	●大学卒業	1年以上		免除	免除	
	●短期大学卒業	2年以上				
	●高等専門学校卒業	2年以上		免除	免除	
	●高等学校又は中等教育学校(後期課程)卒業	3年以上				
	高等学校以上又は中等教育学校(後期課程)卒業	5年以上				
職 業	長期課程の指導員訓練修了	1年以上				
	●専門課程の高度職業訓練修了	1年以上		免除	免除	
	●普通課程の普通職業訓練修了	2年以上				

第2項の表養護学校寄宿舎の項中「養護学校寄宿舎」を「支援学校寄宿舎」に改める。

公 告

公 告

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成20年5月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 試験実施職種
別表1に掲げる全職種
- 試験科目
指導方法(職業訓練原理、教科指導方法、訓練生の心理、生活指導、職業能力開発関係法規)
- 試験日時及び場所
(1)日時 平成20年10月19日(日)午前10時から
(2)場所 和歌山県立和歌山産業技術専門学院
郵便番号 649-6261 和歌山市小倉90番地
電話番号 073-477-1253
- 受験資格及び免除の範囲
(1)次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。
ア 職業能力開発促進法第44条第1項の規定による技能検定に合格した者
イ 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第45条の2第2項及び第3項に規定する者
(2)職業能力開発促進法施行規則第46条の規定に該当する者は、試験の免除が受けられる。

訓練	●専修課程の普通職業訓練修了	3年以上				
	●短期課程の普通職業訓練(700時間以上)修了	3年以上				
	●応用課程の高度職業訓練修了	—		免除	免除	
厚生労働大臣が指定する学校	●専門課程(2年)の専修学校卒業	3年以上				
	●専門課程(3年)の専修学校卒業	2年以上				
	●高等課程若しくは一般課程(2年)の専修学校又は各種学校(2年)卒業	4年以上				
	●高等課程若しくは一般課程(3年)の専修学校又は各種学校(3年)卒業	3年以上				
免許職種に関し	実務経験者のみの者	8年以上				
	1級又は単一等級の技能検定に合格した者(「バルコニー施工」及び「電子回路接続」を除く。)	—	免除	免除	免除	
	2級の技能検定に合格した者	—	免除			
職業訓練指導員免許を受けた者		—				免除
免許職種と同一系の他の職種の職業訓練指導員免許の交付を受けた者又はその学科試験に合格した者		—		免除		免除
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において	実技試験の合格者	—	免除			
	系基礎学科の合格者	—		免除		
	専攻学科の合格者	—			免除	
職業訓練指導員試験において	指導方法の合格者	—				免除
	系基礎学科の合格者	—		免除		
他の法令により試験の免除を受けることができる者		※3参照				

(注) ●印は免許職種に関する学科を履修していること。

免除は当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。

※2自動車整備科に関する受験資格及び免除の範囲

受験資格	実務経験年数	免除の範囲			
		実技	学 科		指導方法
			関連学科	専攻	
		系基礎			
自動車整備士技能検定規則(昭和26年運輸省令第71号)による1級四輪自動車整備士、1級二輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジェゼル自動車整備士、2級三輪自動車整備士又は2級二輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	—	免除	免除	免除	

※3他の法令に基づく資格により試験の免除を受けることができる者の受験資格及び免除の範囲(一部)

免許職種	受験資格(主なもの)	免除の範囲			
		実技	学 科		指導方法
			関連学科	専攻	
		系基礎			
溶接科	ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)による特別ボイラー溶接士免許を有する者	免除	免除	免除	
電子科	電波法(昭和25年法律第131号)による第1級陸上無線技術士の免許を有する者	免除	免除	免除	
航空機整備科	航空法(昭和27年法律第231号)による1等航空整備士若しくは2等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	免除	免除	免除	
測量科	測量法(昭和24年法律第188号)による測量士の試験の合格証書を有する者	免除	免除	免除	
	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有				

ボイラー科	する者又は電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	免除	免除	免除
電気通信科	電波法による第1級総合無線通信士の免許を有する者	免除	免除	免除
臨床検査科	医師法(昭和23年法律第201号)による医師国家試験、歯科医師法(昭和23年法律第202号)による歯科医師国家試験又は獣医師法(昭和24年法律第186号)による獣医師国家試験の合格証書を有する者	免除	免除	免除
事務科	公認会計士法(昭和23年法律第103号)による公認会計士試験の第2次試験若しくは第3次試験又は税理士法(昭和26年法律第237号)による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	免除	免除	免除
自動車車体整備科	自動車整備士技能検定規則による自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	免除	免除	免除

上記以外の特殊な場合についての受験資格は、「職業能力開発促進法施行規則の規定に基づく職業訓練指導員試験の受験資格」を定める告示(昭和45年労働省告示第17号)の規定による。

(3) 3の(1)に該当する者であっても、次のいずれかに該当する者は受験できない。

- ア 成年被後見人又は被保佐人に該当する者
- イ 禁錮以上の刑に処せられた者
- ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消の日から2年を経過しない者

5 受験の手続

(1) 受験申請に必要な書類

- ア 受験申請書 1通
- イ 履歴書 1通
- ウ 住民票 1通又は住民票コード
- エ 受験資格を証する書面(卒業証明書、実務経験証明書等)
- オ 試験の免除を受けようとする者は免除資格等に該当することを証する書面の写し
- カ 写真(申請前6か月以内に撮影した上半身正面脱帽の縦4cm、横3cm大のものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載の上受験申請書にはり付けること。)

(2) 受験手数料

3,100円(手数料の納付は、和歌山県収入証紙を受験申請書にはり付けるものとする。)

※受験申請書受付後は、手数料の返還は行わない。

(3) 書類の提出期限

平成20年9月1日(月)から平成20年9月12日(金)まで(郵送の場合は、平成20年9月12日までの消印のあるものは有効)

(4) 書類の提出先

和歌山市小松原通一丁目1番地(郵便番号 640-8585)
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課(以下「労働政策課」という。)

(5) 受験票

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

6 合格発表

平成20年11月14日(金)に合格者氏名を和歌山県報に登載するほか、県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者に対して合否を通知する。電話での問い合わせには応じない。

7 その他

- (1) 受験申請書用紙は、労働政策課、各振興局産業総務課、各和歌山県立産業技術専門学院、和歌山県職業能力開発協会で交付する。
- (2) 受験申請書の郵送を希望するときは、切手140円分を同封して申し込むこと。
- (3) 試験について不明な点は、労働政策課(電話番号 073-441-2802)に問い合わせること。

別表1 職業訓練指導員免許職種一覧 123科

建築物衛生管理科	洋服科	配管科
園芸科	縫製科	住宅設備機器科
造園科	和裁科	さく井科
森林環境保全科	寝具科	土木科
鉄鋼科	帆布製品科	測量科
鋳造科	木型科	建築物設備管理科
鍛造科	木工科	ボイラー科
熱処理科	工業包装科	クレーン科
塑性加工科	紙器科	建設機械運転科
溶接科	製版・印刷科	港湾荷役科
構造物鉄工科	製本科	化学分析科
金属表面処理科	プラスチック製品科	公害検査科
機械科	レーザー加工科	木材工芸科
電子科	ガラス科	竹工芸科
電気科	ぼうろろ製品科	漆器科
コンピュータ制御科	陶磁器科	貴金属・宝石科
発変電科	石材科	印章彫刻科

送配電科	めん 麵科	塗装科
電気工事科	パン・菓子科	広告美術科
自動車製造科	食肉科	デザイン科
自動車整備科	水産物加工科	義肢装具科
自動車車体整備科	発酵科	電気通信科
航空機製造科	建築科	電話交換科
航空機整備科	枠組壁建築科	事務科
鉄道車両科	とび科	貿易事務科
造船科	建設科	流通ビジネス科
時計科	プレハブ建築科	写真科
光学ガラス科	屋根科	介護サービス科
光学機器科	スレート科	理容科
計測機器科	建築板金科	美容科
理化学機器科	防水科	ホテル・旅館・レ ストラン科
製材機械科	サッシ・ガラス施工 科	観光ビジネス科
内燃機関科	畳科	日本料理科
建設機械科	インテリア科	中国料理科
農業機械科	床仕上げ科	西洋料理科
縫製機械科	表具科	臨床検査科
織布科	左官・タイル科	フラワー装飾科
織機調整科	築炉科	メカトロニクス科
染色科	ブロック建築科	情報処理科
ニット科	熱絶縁科	フォークリフト科
洋裁科	冷凍空調機器科	福祉工学科

開発区域又は工区 に含まれる地域の 名称	岩出市野上野字藤ノ木3番1、4番1、5番1、2 0番1、21番1、22番1、23番1、24番1、24番2 岩出市根来字小田195番3 岩出市根来字山際200番1、201番、263番1、 里道、水路
許可を受けた者の 住所及び氏名	和歌山市太田480番地の1 ヤマイチエステート株式会社 代表取締役 山田茂

公 告

平成20年8月から平成23年7月までの間に実施する予定の
総務事務集中課総務事務業務に係るプロポーザル方式によ
る委託業者の選定（以下「プロポーザル」という。）の実
施に当たり、プロポーザルの参加希望者に対する事前説明
会を次のとおり実施する。

平成20年5月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 概要

(1) 委託業務名

総務事務集中課総務事務業務委託

(2) 業務内容

和歌山県職員の給与等に関する業務、旅費に関する
業務及び支出に関する業務

(3) 説明会開催日時及び場所

ア 日時 平成20年5月30日（金）午後1時30分から
イ 場所 和歌山県民文化会館404会議室

(4) プロポーザルの実施方法

ア 実施方法 提案書の提出
イ 提案書の提出期限 平成20年6月13日（金）午後4
時まで

(5) 契約予定期間

平成20年8月1日から平成23年7月31日まで

(6) 留意事項

事前説明会に参加していない者は、プロポーザルに
参加することはできないものとする。

2 事前説明会参加の手續に関する事項

(1) 担当課室

郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県出納局総務事務集中課
電話番号 073-441-2153（直通）
ファクシミリ番号 073-441-2288

(2) 事前説明会への参加を希望する者は、平成20年5月29
日（木）までに担当課室に電話により連絡するものと
する。

(3) 3に掲げる要件を満たすことを確認することができる
書面を事前説明会の当日までに担当課室に提出するも
のとする。

(4) 事前説明会の当日は、(1)に定める担当課室により、

都市計画の図書の写しの縦覧公告

橋本市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、
都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定に
おいて準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり
公衆の縦覧に供する。

平成20年5月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

橋本都市計画下水道（橋本市公共下水道）

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定
により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告す
る。

平成20年5月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

参加することの確認を受けるものとする。

3 事前説明会への参加資格要件に関する事項

下記の事項に該当する者は、事前説明会に参加できないこととする。

- (1) 和歌山県内に本店、支店又は営業所を持たない者
- (2) 次に掲げる税金のいずれかに未納がある者
 - ア 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - イ 和歌山県が課する県税全税目
 - ウ 法人にあっては法人市町村民税、個人にあっては和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税（市町村民税）

入札公告

和歌山県議会だより新聞折込業務について、次のとおり一般競争入札を行うので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年5月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度
 - 平成20年度
 - (2) 調達業務の名称及び数量
 - 和歌山県議会だより新聞折込業務 一式
 - (3) 調達業務の仕様等
 - 入札説明書及び仕様書による。
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成20年和歌山県告示第763号に規定する和歌山県議会だより新聞折込業務一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所
 - 和歌山市小松原通一丁目1番地
 - 和歌山県議会事務局総務課
- (2) 日時
 - 平成20年5月23日（金）から平成20年5月30日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

- (1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。
 - ア 場所
 - 3の（1）に同じ。
 - イ 日時
 - 3の（2）に同じ。
- (2) （1）の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行う

ものとし、その後は、平成20年6月5日（木）までの間に和歌山県議会事務局総務課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所
 - 和歌山市小松原通一丁目1番地
 - 和歌山県議会大会議室（県庁北別館2階）
- (2) 日時
 - 平成20年5月30日（金）午前10時から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
 - ア 入札場所
 - 和歌山市小松原通一丁目1番地
 - 和歌山県議会大会議室（県庁北別館2階）
 - イ 入札日時
 - 平成20年7月2日（水）午前11時から
 - ウ 開札場所
 - アに同じ。
 - エ 開札日時
 - イに同じ。

(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成20年7月2日（水）午前9時30分までに和歌山県議会事務局総務課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第87条第2号の規定により入札保証金については、これを免除する。

9 契約保証金に関する事項

財務規則第93条第3号の規定により契約保証金については、これを免除する。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のし

た入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県議会事務局総務課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県議会事務局総務課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県議会事務局総務課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3560

(ファクシミリ番号 073-441-3559)

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

正 誤

正 誤

平成20年3月28日付け和歌山県報号外(7)和歌山県訓令第11号中

ページ	段	誤	正
4	右	公布の日	平成20年4月1日

正 誤

平成20年4月15日付け和歌山県報第1951号目次中

ページ	段	行目	誤	正
1	左	上から13	長寿社会推進課	長寿社会課

正 誤

平成20年5月13日付け和歌山県報第1959号目次中

ページ	段	行目	誤	正
1	左	上から14	長寿社会推進課	長寿社会課